

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和3年11月9日（火） 午後7時00分～午後8時25分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約40名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務室課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2021年 年末一時金要求書」、「2021年 賃金確定重点要求書」
に基づく交渉（1回目）

<交渉内容要旨>

I. 基本的姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤務労働条件の決定にあたっては、労使合意に基づくこととの姿勢に変わりはないか。 ・ 日本国憲法98条が憲法の最高法規制を述べ、99条が公務員の憲法擁護・尊重義務を規定していることを踏まえ、当局の認識を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使合意が基本であると考えており、その姿勢に変わりはない。 ・ これまでと同様、憲法を遵守する姿勢に変わりはない。

II. 基本賃金等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年の人事院勧告では、期末手当の0.15月引下げとなっている。これでは生活改善にならず、到底納得できない。コロナ禍において、職員は本来業務以外にも従事するなど大変厳しい状況である。市民サービスの最前線で奮闘している職員の苦勞に報いるべきと考えるが、見解を聞く。 ・ 組合員のアンケートでは、生活実態や職場実態が大変苦しいという結果になっている。これまでの給与削減、消費税の増税もあり、さらに昨年は期末手当が0.05月引下げられた。職員の実態はますます厳しくなっており、生計費原則から処遇改善が必要であると考えているが、当局の考えを聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与改定については、これまでから人事院勧告に準拠した取り扱いを基本としてきた。今年度も同様の趣旨から期末手当の引下げを行う考えである。 ・ アンケートの結果については、組合員の皆さんの切実な思いと受け止めている。財政状況が厳しい中、給与面での処遇改善は困難であるが、どういったことできるか検討していきたい。

Ⅲ. 非正規職員の処遇改善について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員は、令和2年度の制度導入以来、2年連続で期末手当の引下げとなる。生活実態や職場実態が厳しいなかで、職員は市民のためという使命感だけで働いている。期末手当の引下げを実施したら、処遇改善にならないが、どのように認識しているのか。 ・ 留守家庭児童会室では、資格不要、兼業可能といった要件で職員の募集がされ、せっかく採用されても定着しない実態があった。エッセンシャルワーカーと言われる職場であり、資格なしや兼業でできるといった認識が間違っているのではないか。 ・ 任期付常勤保育士及び看護師の処遇について、人材確保の観点から、この2年間実施されている初任給格付けの措置について、今後も継続するということでよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員の給与等については、制度導入時において、基本的に正職員と同様の対応をする旨、労使で確認しており、期末手当の引下げを行うことが適切であると考えている。 ・ 実態を把握しながら、勤務を続けてもらえる人材を確保できるよう検討したい。 ・ 人材確保が急務な職種について実施した措置であり、今後も継続するかは状況を見極めて判断したい。